

水道に関するお知らせ

問合せ／水道料金等お客様専用電話
(☎71-8848、平日の8:30~18:00)

◆有効期間を経過する水道メーターを交換

市は計量法に基づき、有効期間の8年を経過する水道メーターの交換を行っています。

6月下旬から12月下旬にかけて、市が委託した指定工事事業者が、該当するご家庭へ伺って交換作業を行いますので、ご協力をお願いします(費用は不要)。

◆上・下水道の使用開始・中止の申し込みはお早めに

引越などで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です(井戸水による下水道使用も含む)。

お早めに、水道料金等お客様専用電話へ連絡してください。

使用開始・中止する3営業日前から1か月前までであれば、インターネットで24時間申し込みが可能です。市HPのオンラインサービス「水道等開始・中止インターネット申し込み」からお申し込みください。

◆水道料金などのお支払いは口座振替が便利です!

水道料金などのお支払いは、口座振替が便利で安心です。市内金融機関窓口で申し込みができますので、ご利用ください。

現在、上・下水道を利用している人は、自宅のパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、口座振替の申し込みができます(一部金融機関を除く)。市HPのオンラインサービス「Web口座振替受付サービス」からお申し込みください。



水道などの申込専用ページ



スマートフォン用



携帯電話用

運営／大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ(株)」



申込ページ

排水管を清掃・修理!? 不審な業者にご注意を!

市から委託・派遣されているかのように装って、個人の敷地内にある排水管などの点検を行い、有料の清掃や修理を強引にすすめる業者が、市内を巡回することがありますので、ご注意ください。

市は、個人の敷地内の排水管などの点検・清掃を業者に委託したり、皆さんに事前にお知らせすることなく、調査をしたりすることはありません。また、排水管内の汚水がスムーズに流れていれば、清掃や修理の必要はありません。

不審な業者が訪れた場合は、下水道課(☎47-8714)へご連絡ください。

マンションやビルなどの貯水槽水道設置者の皆さんへ 貯水槽水道の適切な管理と定期的な自主検査を!

マンションやビルなどの高層建物の多くは、水道水をいったん受水槽にためて、各家庭などに給水しています。この受水槽から蛇口までの水道施設を「貯水槽水道」といい、設置者が責任をもって管理することになっています。設置者の皆さんは、次のポイントに注意しながら、適切な管理と定期的な自主検査を行ってください。

詳しくは、水道課(☎47-8693)へ。

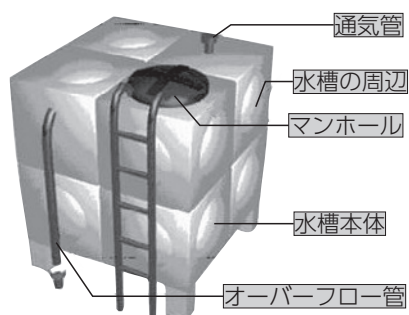
◆管理・自主検査のポイント◆

- 受水槽の掃除は、1年に1回は行ってください
- 水質状態(色、濁り、におい、味)は、1週間に1回は確認し、水質検査は、1年に1回は受けてください

◆点検のポイント◆

- 水槽の周辺はきれいか
- 水槽に穴や亀裂などがないか
- 水槽内にサビがないか
- マンホールにカギがついているか

- 通気管やオーバーフロー管に防虫網がついているか
- マンホールが壊れていたり、ガタツキがあったりしないか



風水害に備えましょう SNSで防災情報を配信しています!

大垣防災
OGAKI BOUSAI

防災情報などをLINE、X、FacebookなどのSNSやメールで配信しています。事前に情報を収集して災害に備え、災害発生時には信頼できる情報源から正しい情報を受け取って、適切なタイミングで避難することが大切です。

市公式LINEアカウントの友だち追加や市に関する防災情報をまとめた専用HP「防災ポータルサイト」の防災情報の収集ページから配信登録をお願いします。

詳しくは、危機管理課(☎47-7385)へ。



市公式LINE
アカウント



市防災ポータル
サイト

防災情報はこちらからアクセス

空き家の適切な管理をお願いします

空き家の所有者は、普段から適正管理について意識するとともに、管理していくことが必要です。

次の3つのポイントを意識して空き家の管理を行いましょう。

詳しくは、住宅課(☎47-8184)へ。

▶ポイント① 空き家の適切な管理を!

空き家は、個人の財産であり、空き家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合、当事者間での解決が基本で、所有者(相続人を含む)や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められています。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

▶ポイント② ご近所へ連絡を!

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

▶ポイント③ 空き家の将来を考える!

現在、適切な管理をされている空き家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。将来のことを考え、なるべく早期に空き家の賃貸や売却または、解体後の土地を売却するなど積極的な利活用をご検討ください。



相談支援専門員の育成を支援 ～研修費用などを補助～

地域の相談支援体制の充実および障がい者相談支援の円滑化をはかるため、「相談支援従事者初任者研修」などに係る費用について市が負担します。

詳しくは、障がい福祉課(☎47-7298)へ。



▶補助対象／岐阜県が実施する「相談支援従事者初任者研修」に係る費用、資格の更新に必要な「相談支援従事者現任研修」の費用のほか、資質の向上に必要な研修などの費用

▶補助金額／1人あたり上限1万円

令和8年4月採用 岐阜県警察官を募集

▶募集種目／①警察官AⅡ(大卒二次募集)

②警察官B(高卒など二次募集・情報技術)

▶受験資格／①平成2年4月2日以降生まれで、大卒(見込みを含む)の人
②平成2年4月2日～平成20年4月1日生まれで、大卒(見込みを含む)以外の人

▶受付期間／6月27日(金)～8月1日(金)

▶試験日程／【第1次試験日】9月21日(日)

【第2次試験日】10月中旬～11月中旬

【最終合格者発表日】12月上旬

▶申込／大垣警察署HPから申込

▶問合せ／大垣警察署警務係(☎78-0110)へ



大垣警察署HP